

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 横浜市立大学附属病院における「先進医療B マルチプレックス遺伝子パネル検査（がん遺伝子パネル検査）」の実施に係る「協力医療機関症例情報登録システム（MCDRS）」の使用について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(2) スマートフォンアプリを用いた乳がん患者支援及び収集したデータの管理・分析について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(3) ふるさと納税における寄附金税額控除に係る申告特例通知書の電子的送付等について</p> <p>(4) 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業に係る事務処理委託等について （個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>(5) 横浜市在宅医療連携拠点における相談・支援システムの試験導入について</p> <p>(6) 住宅セーフティネット制度経済的支援事業に係る管理システムの構築及び運用について</p> <p>(7) 通学路上のブロック塀等の現場確認結果のスクールゾーン対策協議会への情報提供について （個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）</p> <p>(8) 高等学校等就学支援金の支給に関する事務におけるマイナンバー利用開始に伴う新システムの利用について （個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼変更届出書を含む。）</p> <p>(9) よこはまウォーキングポイント事業のデータ分析等に関する委託等について （個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 栄区市立保育所防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 旭区デジタルアーカイブ～写真で振り返る旭区の50年～</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 緑区認知症高齢者等SOSネットワーク事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ アフリカ開発学生会議in横浜</p> <p>(3) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理についての報告 戸籍課窓口における呼び出しお知らせメールの運用について</p> <p>(4) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 横浜ライフイノベーションプラットフォーム（LIP.横浜）関係事務（企業・研究機関等向けセミナー等の開催運営等業務委託）</p>
-----	--

	<p>イ 職員研修におけるアンケートの実施について</p> <p>ウ 横浜市指定介護保険事業者に対する集団指導の運営委託事業</p> <p>(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア 「#横浜農場」キャンペーン</p> <p>イ 東京都市圏パーソントリップ調査</p> <p>(6) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告</p> <p>ア 「キヤノンブレディスローカップ2018」周辺イベント運営業務委託</p> <p>イ ラグビーワールドカップ2019TMファンゾーンテストイベント実施業務委託</p> <p>(7) 委託先個人情報保護管理体制（3件）</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（10件）</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（81件）</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿兼届出書（2件）</p> <p>(11) 個人情報ファイル簿変更届出書（9件）</p> <p>(12) 個人情報ファイル簿廃止届出書（5件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年11月23日～平成31年1月25日）</p> <p>(2) その他</p>
日 時	平成31年1月30日（水）午後2時～午後5時40分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、吉田委員
欠席者	新田委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(8)について承認する。 ・審議事項(9)は継続審議とする。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第170回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、新田委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p>

それでは、議事に入ります。始めに、第169回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

- (1) 【案件1】横浜市立大学附属病院における「先進医療B マルチプレックス遺伝子パネル検査(がん遺伝子パネル検査)」の実施に係る「協力医療機関症例情報登録システム(MCDRS)」の使用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に、案件1「横浜市立大学附属病院における「先進医療B マルチプレックス遺伝子パネル検査(がん遺伝子パネル検査)」の実施に係る「協力医療機関症例情報登録システム(MCDRS)」の使用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 東京大学病院がシステムに入力したあと、市大病院が追加情報として入力する際の本人の特定は、東京大学病院の患者番号で行うのですか。

(所管課) 患者さんに対してこの研究のためだけの個別IDが割り振られます。YCU何番の人という形でやりとりします。

(中村委員) IDは識別番号になると思います。9ページの個人情報を取り扱う事務開始届出書の「個人情報の記録項目」の「①基本的事項」の識別番号等にチェックが入らなくてよいのですか。

(所管課) 修正します。

(鈴木委員) 市大病院で入力する情報は、市大病院の電子カルテの情報をシステムに入力するのですか。

(所管課) 電子カルテのパソコンを見ながら入力します。

(鈴木委員) 情報は電子カルテのパソコンから出力はせず、パソコンを二つ置いて画面を見ながら行うのですか。

(所管課) そのとおりです。専用の部屋にパソコンを2つ置き、入力します。

(土井委員) 7ページ「4 個人情報の管理体制」【電子計算機の結合】【回線・セキュリティについて】の①で、MCDRSの使用者を平成30年12月時点では一人ずつとしています。今後は何人ぐらいに増える予定ですか。

(所管課) 医師ですか。

(土井委員) 医師、事務職員、両方です。

- (所管課) 入力する患者さんの人数は多くても30人分ぐらいだと思いますので、MCDRSを使用する医師と事務職員は各1人に限定しようかと思っています。
- (土井委員) そのほうが良いと思います。
- (小嶋委員) 4ページ「事務全体の概要」「(3) 事務全体の流れ」アの2行目に、「書面で同意を取り」とあります。様々な面での同意が含まれていると思います。個人情報保護に関してはどのような事項が含まれていますか。
- (所管課) 同意書は本件の先進医療で作られた統一書式を使っています。後から撤回することもできます。資料に記載している個人情報全て書面で患者さんに提示した上でMCDRSに入れることになっています。
- 実際の個人情報保護の方法について、どのように行っているのか、どのような情報を入力するのか、同意事項の中にセキュリティ管理の方法等を記載します。その上で同意してもらいます。
- (小嶋委員) ビッグデータとしての利用も考えていますか。
- (所管課) 将来的にはそうなります。C-CATに日本全国からがんゲノム情報を入れるよう義務付けられています。国がビッグデータのシステムを構築している最中ということになります。C-CATは今後立ち上げていくものですが、その前にパネル検査がスタートしました。まずミニ C-CATとして東京大学のパネルの情報を東京大学のMCDRSに集約している段階です。
- (花村会長) 撤回権も同意書に書いてありますか。
- (所管課) 書いてあります。
- (加島委員) 今回の案件では、東京大学病院での個人情報の取り扱いは審議対象にはなっていないですが、参考にお聞きします。がんゲノム情報はものすごい機密情報です。東京大学病院は外に漏らさないためにどのような体制を取っていますか。
- (所管課) 東京大学病院が検査を委託している企業に見学に行きました。アメリカの検査機関の基準を初めて通した企業です。イメージとしては、オペ室のように何重にも鍵がかかっているという体制です。基本的にゲノム情報がそこで一元管理されています。東京大学病院では資料に記載しているような個人情報の取扱いをしています。
- (加島委員) 自分がMCDRSに登録する同意を求められたとき、自分の情報がしっかりと管理されているのかが一番不安だと思います。同意するとき理解できるのかなと思います。
- (所管課) 書面を見せながら説明します。
- (花村会長) 医師が必ず説明しているのですよね。
- (所管課) はい、医師が100パーセント説明しています。
- (花村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。
- (各委員) <異議なし>
- (花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件 2】スマートフォンアプリを用いた乳がん患者支援及び収集したデータの管理・分析について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 2 「スマートフォンアプリを用いた乳がん患者支援及び収集したデータの管理・分析について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 2 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(吉田委員) 18 ページ別添資料のシステムについて、患者さんが研究に参加しなくなるときは、自分で情報を削除できるとのことでした。他のスタンドアロンのパソコンに入力した部分については、患者自身がコントロールできないのですか。

(所管課) アプリを通じて、患者さんが抜けたという情報はこちらで把握できます。スタンドアロンのパソコンにたまった情報は自動的に削除できないので、こちらで消すという作業になります。

(土井委員) 12 ページ「事務全体の概要」「(4)専用アプリ利用の流れ」「イ患者固有の個別データの生成と蓄積」ですが、まず、患者が個別のアカウントを作るところから始めるのですか。

(所管課) 今回のデータの保存場所はグーグルドライブです。G メールアカウントを既に持っている人はそれをお使いいただき、持っていない人は新規アカウントを作ってもらいます。Gメールのアカウントを作ると、自動的にグーグルドライブのアカウントも作られます。そちらを使ってやり取りします。

(土井委員) ドライブの領域にアクセスするとき、グーグルのアカウントとパスワードを入れないとアクセスできませんか。

(所管課) 通常は本人しか知り得ない ID、パスワードが必要になります。グーグルドライブ上に保存したデータを、本人以外に公開するには個別に共有設定が必要です。共有を許可すると、お知らせ URL が付いてきます。その URL を渡さない限り、グーグルドライブへのアクセスはまず不可能ではないかと思えます。

(土井委員) その URL にアクセスするためにはアカウントやパスワードはいるのですか。共有だからいらないのですか。

(所管課) 普通のグーグルドライブ上にあるファイルを共有するときには、実際には共有を承認した上で、その URL をコピーアンドペーストしてその人に知らせます。今回、アプリ上は URL は一切出てきません。もし本当に人為的に教えようとする、解析をして URL を知らせることが必要になります。通常アプリを介して行っている間は、URL を全く意識しません。ID、パスワードの漏れ以外は、そもそもこのグーグルアカウントのフォルダにアクセスすることは不可能ではないかと考えます。

(土井委員) アプリの仕組みとしては、その URL を知らなくてもいいということですね。

(所管課) そうです。

(加島委員) グーグルドライブにした理由は何ですか。

(所管課) 特段、理由はありません。使いやすいということでしょうか。東京大学の先生が開発したときに使っていたというだけです。マイクロソフトのワンドライブその他クラウドでも使える仕組みと聞いています。

(加島委員) 東京大学でアプリを開発したときにグーグルドライブを使ったということですか。

(所管課) そのとおりです。

(加島委員) 東京大学の技術顧問を務めるアプリを開発した企業はどこですか。

(所管課) アセンブログ社がアプリを作っています。グーグルを使おうというのは、東京大学の先生の意見も含めて、世界的にも一番ポピュラーだということもあったようです。

(加島委員) このパーソナル・ヘルス・レコードは、東京大学では、乳がんだけでなく、ほかのものにも全部使っているのですか。

(所管課) 情報理工学系の研究室なので、パーソナル・ヘルス・レコードのみならず、介護や教育分野も含めて社会学的な研究を行いたいという趣旨でアプリの開発をしています。

(加島委員) そのような面で実績はあるのですか。

(所管課) 今、正に試行中で、データを集めています。

(加島委員) 吉田委員がおっしゃった、患者さんが研究から抜けたときの記録はきちんと削除してもらいたいと思います。

(所管課) 分かりました。

(花村会長) 大谷委員、クラウドの関係は問題ありませんか。

(大谷委員) 問題ないとは思いますが。情報漏えいが発生しやすいのは、アプリを使っているユーザー自身の部分だと思います。スマートフォンのアプリにログインした状態でないと、個人情報にはアクセスできないということですが、おそらく通常は常時ログインしている状態にあります。スマートフォンを紛失した場合の対応を取っていないと、簡単にアクセスできてしまうということが起こり得ます。そこは利用者の自己責任という整理ですか。

(所管課) おっしゃるとおりです。院内の医療従事者が使う場合は、このアプリを使うときもユーザー認証して入る仕組みにしていますが、患者自身がアプリを使う場合、自身が操作を容易にしたいのであれば、特に認証しないで使う人もいます。使用前には「そういうリスクがある」と注意喚起しようとは思いますが、患者自身の判断です。

(大谷委員) スマートフォンのアプリに載せる機能が多くなっています。金融関係からヘルスケアまで、あらゆる個人情報の入り口になっています。改めて注意喚起してもらえればと思います。

(小嶋委員) この案件はあくまでも研究が目的になりますか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 12 ページ「事務全体の概要」「(4)専用アプリ利用の流れ」「ウ

専用アプリ利用による患者と医療従事者のやりとり」で、医師が患者に医療行為的なアドバイスをしたり、やり取りするのは有料ではないですね。無料ですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 医師の診療費の対象とはならないのですね。

(所管課) ならないです。

外来に患者が来たとき、既にアプリでのやりとりを知っていればある程度の話もできるでしょう。それは通常の診療の中でやっていく形になると思います。リアルタイムに来てすぐ返信できるかということ、今の段階ではまだ非常に難しいです。すぐに返信するという意味で診療費が発生することは、現在のところは考えていません。

(花村会長) それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】ふるさと納税における寄附金税額控除に係る申告特例通知書の電子的送付等について

(花村会長) 次に、案件3「ふるさと納税における寄附金税額控除に係る申告特例通知書の電子的送付等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」はどういったものですか。

(所管課) 寄附者が税額控除をするためには確定申告が必要です。ふるさと納税ワンストップ特例は、確定申告の必要がない人にかつ寄附先の団体は5団体以内の場合には、氏名、寄附金額、個人番号等を書いた申請書を送ると、そのみで控除の手続が済むというものです。

(土井委員) 「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」の様式があると、項目に間違いがないか、見て分かるのでできれば付けていただきたいです。本日の資料裏面にある横浜サポーターズ寄附金申込書とは違うのですか。

(所管課) 違うものです。総務省で定めた日本全国共通の様式を使っています。

(花村会長) 横浜市のみふるさと納税額は幾らですか。

(所管課) 去年は、約1億5,000万円でした。

(小嶋委員) 何件ぐらいありますか。

(所管課) 横浜サポーターズ寄附金ということで、法人からの寄附も入っています。横浜サポーターズ寄附金全体では1,308件、そのうちふるさと納税は1,211件です。

(小嶋委員) 個人の寄附が意外に少ないですね。

(所管課) 横浜市の場合、どちらかというと、寄附による税額控除で出ていってしまうほうが多いです。

(小嶋委員) 26 ページ「5 取り扱う個人情報」の対象者 1 の想定件数が年間約 200 件なので、随分少ないと思いました。

(所管課) 確定申告する人についてはふるさと納税ワンストップ特例申請はしません。また、横浜市の場合、返礼品があまりありません。寄附の趣旨に則っている人は、「税額控除を受けなくても構わない」という意向の方も多いようで、ふるさと納税ワンストップ特例申請は少ないです。

(小嶋委員) 出ていく税額はどのくらいですか。

(所管課) 昨年度で 96 億円です。

(鈴木委員) 年間 200 件くらい少ないものを、なぜ所管課ごとに処理するのですか。

(所管課) 横浜市では寄附メニューが 22 あり、各所管課で管理しています。ふるさと納税ワンストップ特例申請についても、各寄附メニューを所管している課でないと、申請者から幾ら寄附を受けたか管理できません。

(鈴木委員) この件数だと、ルーティン化されていない事務になってくると思います。ミスが起こるのは、このような少しだけある仕事だと思います。その辺りは留意してください。

(大谷委員) やはり個人番号を取り扱う事務になります。個人番号が書かれた書類をそれぞれの課で取り扱うのは、事務的にも非常にリスクが高まるのではと思います。今回、このやり方では絶対駄目というわけではありませんが、改善や合理化の余地があるのではと感じています。

(花村会長) 将来的には検討してください。

(所管課) この先、ふるさと納税制度も変わってきます。本市の取組によっては体制が変わる可能性もあるので、また検討します。

(花村会長) それでは、案件 3 を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件 4】横浜市保育士宿舎借上げ支援事業に係る事務処理委託等について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 4 「横浜市保育士宿舎借上げ支援事業に係る事務処理委託等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 4 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(花村会長) 32 ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」に紙データがあります。役員の一覧表を出すのですか。

(所管課) 委託先が暴力団関連でないことを確認するため、役員等について

出してもらっているものです。県警に照会する際に必要となる、役員の氏名、生年月日、住所を御提出いただいています。

(花村会長) 必ず照会しているのですか。

(所管課) 必ず照会するものではありません。何かあった場合にすぐ調べないといけません。必要な要件として出してもらいます。

(花村会長) 上限 61,000 円は、各都市共通ですか。

(所管課) 国の基準が全体の金額を 82,000 円を上限としています。おおよそそれにならって、その 4 分の 3 なので、1,000 円未満を切り捨てて 61,000 円です。補助額については、例えば、東京都は、東京都の負担と区の負担とがあり、事業者の負担は少ないこともあります。オーソドックスな形です。

(花村会長) ほかに、個人情報に関する質問は特に良いですか。

(花村会長) それでは、案件 4 を承認するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件 5】横浜市在宅医療連携拠点における相談・支援システムの試験導入について

(花村会長) 次に、案件 5 「横浜市在宅医療連携拠点における相談・支援システムの試験導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 5 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 40 ページの「4 個人情報の管理体制」【事務の委託（相談・支援業務に係る事務処理）】の「廃棄確認の方法」ですが、電子データは受託者の指示で再受託者が削除証明を提出するようです。市は、医師会がきちんと電子データを廃棄したことの確認はどのようにしますか。

(所管課) 委託契約書の中に、どのように廃棄したかの証明書を提出するような条項があり、それをもって確認します。実際にはまだ廃棄していないので、もらっていません。

(中村委員) その旨「廃棄確認の方法」に記載したほうが良いです。

(所管課) 修正します。

(中村委員) 43 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(5)個人情報の廃棄方法」で「保存期間終了後、復元不可能な方法（シュレッダー・溶解等）による廃棄」とあります。医師会が紙データで個人情報を持っていることはあるのですか。

(所管課) 基本的にはないです。

(中村委員) そうすると、現実としてはシュレッダーや溶解はないですか。

(所管課) 即時的に破砕することからです。

(花村会長) それでは削除してください。電子データの廃棄方法も記載して

ください。

(加島委員) 市が 18 区に各 2 台ずつ、専用のデスクトップパソコンを用意するのですか。

(所管課) 拠点を整備した時に 2 台購入しました。

(加島委員) そのパソコンでは、ほかの業務は行わないのですか。

(所管課) 使いません。相談支援業務専用パソコンです。

(加島委員) 43 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」「(6) 電算処理を行う場合の個人情報保護対策」の「作業機器は外部との接続をしていない (相談支援システムを導入する 7 区除く)」とありますが、この業務をするためには、外部のクラウドに接続するので、チェックしないのではないのでしょうか。「7 区については接続する」という書き方でないと分かりません。

また、現在、USB メモリに入れているデータはシステムに入れますか。

(所管課) 入れない予定です。

(加島委員) 新規分からということですか。

(所管課) はい。

(大谷委員) 39 ページ「3 審議に係る事務」【事務の委託】(相談・支援業務に係る事務処理)の「内容・対象者」に、「クラウドサービス提供事業者は個人情報を取り扱いません」と書いています。クラウドサービス提供事業者は、受託者のことではないということですね。

(所管課) はい。サーバーを運用している事業者です。

(大谷委員) それはパブリッククラウドですか。

(所管課) そのとおりです。

(大谷委員) パブリッククラウドで、受託者が契約しているのかと思います。クラウドサービス提供事業者が直接個人情報にアクセスしないので、説明に入っていないということでしょうか。

(所管課) はい。

(大谷委員) 技術的な要件が確認できないと、「個人情報を取り扱わない」と書かれても、そのとおりなのかが気になります。暗号化通信だということで通信が傍受されてもデータは見られないという説明でした。クラウドの内部でデータの保存が暗号化されているのでしょうか。クラウド内の情報が完全に暗号化されていて権限のある方の ID・パスワードがない限り、情報が見れないということであれば、個人情報を取り扱っていないと言って差し支えないと思います。技術的な背景を説明してもらえればと思います。資料の提出は不要です。

(加島委員) 横浜市の電算処理規定か何かで、クラウドを使用する場合の何かがあると言っていましたね。

(所管課) 情報セキュリティの部署とは協議済です。

(加島委員) 情報セキュリティの部署とは協議済というのは今まで何回も出てきていますが、クラウドで個人情報を取り扱っていないから問題ないです、というのは本当にそれで良いのかなという疑問も残ります。クラウドの ISMS の基準は、「現場をちゃんと見られるようにする」とか、「データがいつどのように動いているか把握できるようにする」ということで、

細かいです。ただ、そこまでやったらクラウドが使えなくなります。

(花村会長) 個人情報を取り扱わないということについて、少し説明してください。

(所管課) パブリッククラウドの仮想サーバーにアクセスするためには、受託者が管理します IP アドレスによるアクセス制限や SSH による鍵認証のアクセス制限が必要と聞いています。クラウドサーバーを提供する事業者はアクセスできないようになっています。また、受託者以外の方はアクセスできないと聞いています。

(土井委員) クラウドサービス提供事業者は問題ないでしょうか。

(大谷委員) 技術的対処をとられている、その他の理由で、横浜市の認めるクラウドの中での個人情報の取扱いはないものと判断して良いというところは、とりあえずクリアされているという説明があったものとして扱いたいと思います。今後は、ある程度そういう説明を書いてもらったほうがスムーズにいくと思います。

(花村会長) 前回の審議会でも同じような問題がありました。そろそろ整理しておかないといけませんか。土井委員、どうですか。クラウドサービス提供事業者は本当に見られないのですか。

(土井委員) 暗号化がきちんとしてあれば見られないと思います。受託者が暗号化してクラウドを単に置き場所としているのならかなり安全かと思いますが、受託者がクラウドをどう使っているのか、あまり分かりません。通信が安全なことは先ほどの説明で分かりましたが、クラウドサービス提供事業者が本当にクラウドに置いているデータを本当に見れないのかも含めて、何か補強する説明があると、委員の皆さんも安心できるのではと思います。

(加島委員) 横浜市でも「経済産業省に認定されたクラウドサービス提供事業者を使うこと」とか「国内にサーバーがなければいけない」など、基準があると思います。他市町村ではそのような規定をつくっているところもあります。アマゾンなどは国外に置いていることもあり、それだと後々問題になるかもしれません。

(事務局) 本市のクラウドを利用する際のガイドラインは、現在改定中とは聞いていますが、もう一度確認します。

(花村会長) 確認して、審議資料に暗号化などの内容を付け加えてください。

(事務局) クラウド利用のガイドラインはありましたが、改定中と聞いていますが、今のところは、個別に相談を受けて対応しているのが実情です。どのような場合に個人情報を取り扱わないと考えてよいのか、私どもから確認し、場合によっては直接来て説明してもらったほうがよければそのような方法も考えてみたいと思います。

(花村会長) それでは、案件 5 を承認するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】住宅セーフティネット制度経済的支援事業に係る管理システムの構築及び運用について

(花村会長) 次に、案件6「住宅セーフティネット制度経済的支援事業に係る管理システムの構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 52 ページ「4 個人情報管理体制」【事務の委託】の「廃棄確認の方法」で、電子データを受託者から回収し、所管課で廃棄するものと、受託者が廃棄するものがあるようですが、何を回収して何を受託者が廃棄しますか。

(所管課) システム開発作業自体を受託者の事務所で行います。そこで構築したシステムのプログラムを、住宅政策課執務室内の専用パソコンに移行します。受託者で管理するものは受託者がデータを廃棄します。住宅政策課執務内での開発作業にはこちらの職員も立ち会っているので、所管課で一旦、削除します。

(花村会長) それでは、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(7) 【案件7】通学路上のブロック塀等の現場確認結果のスクールゾーン対策協議会への情報提供について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件7「通学路上のブロック塀等の現場確認結果のスクールゾーン対策協議会への情報提供について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) 資料のとおり、ブロック塀所有者の情報等は提供しないですね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) この後、教育委員会事務局や学校から所有者に対して、改善要望はしますか。

(所管課) 技術的な観点になるので、学校から直接、所有者への働きかけはしません。継続指導が必要なものは建築局が順次行います。直接、スクールゾーン対策協議会がアプローチしないようにする予定です。

(花村会長) 最終的に継続指導までやらないと、何のために調査したかわかりませんよね。中村委員、公益上特に必要あるといえるのでしょうか。

(中村委員) いえると思います。

(鈴木委員) 地図を見れば誰の家か容易に推測できます。ボランティアは地

域に住む人たちです。借りて住んでいるだけの人もいるかもしれません。所有者が誹謗中傷されるリスクもあると思います。どのように配慮していくのでしょうか。耐震基準を満たしていない建物は街中にあふれています。市がそれらを確認し、それらの情報をいちいち学校や地域に知らせることを考えるのでしょうか。たまたまブロック塀が話題になっていますが、何となくバランスを欠くような気がしています。

(花村会長) 確かにそういう見方もできます。例えば、よこはま学援隊は5名以上のボランティアで構成されています。それらの人にもこのプロットされた都市計画図を渡すのですか。

(所管課) 会議の場で渡します。

(花村会長) それを持ち帰ることは許されないのですか。

(所管課) 想定では、持ち帰ってもらう予定です。

(花村会長) 持ち帰って現場を確認してもらい、「ここは危ないから、生徒に喚起する」というような話ですね。

(所管課) 直接「この場が危ない」という指導ではなく、そこを避けて歩くような指導等に生かしてもらう形になります。所有者等に、直接、直してもらうようお願いする働きかけはしません。「バランスを欠く」ということに関しては、そのような部分もあるかと思います。

(花村会長) 配った都市計画図をどう回収するのですか。

(所管課) 回収の予定はありません。各自できちんと保管してもらいます。

(花村会長) むしろ、出回ったほうがいいですか。

(所管課) そうは考えていません。指導に生かす人だけが知ってもらい、周りに知られないような形では考えたいと思います。

(花村会長) 提供する目的と人命の尊重という意味では非常に大切に、公益上特に必要だろうと思います。鈴木委員がおっしゃったような懸念もないわけではないことだけは了解してください。

(小嶋委員) スクールゾーン対策協議会構成員に配付した後、自治会やPTA、よこはま学援隊などに情報が流れてしまうことは考えられますか。

(所管課) スクールゾーン対策協議会構成員には、特別職の公務員のような守秘義務はありません。今回は指導に関してのみに利用することは伝えますが、適正な個人情報の取扱いに関する危ぐが完全に払拭されているわけではないというのは指摘のとおりです。

(小嶋委員) スクールゾーン対策協議会に情報提供するとき、その辺りをきちんと伝えてください。

(花村会長) それでは、案件7を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

- (8) 【案件8】 高等学校等就学支援金の支給に関する事務におけるマイナンバー利用開始に伴う新システムの利用について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件8「高等学校等就学支援金の支給に関する事務におけるマイナンバー利用開始に伴う新システムの利用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

特に御質問がないようですので、案件8を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(9) 【案件9】よこはまウォーキングポイント事業のデータ分析等に関する委託等について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件9「よこはまウォーキングポイント事業のデータ分析等に関する委託等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 今回の説明の中でウォーキングポイントの参加者に対してどう周知するのかという説明がなかったと思えますが、具体的には審議資料の77ページの「2 事務全体の概要」の(7)にあると思えますので、説明していただけますか。

(所管課) 失礼しました。審議の視点の「3 その他」のところですが、市民情報課からも話がありましたとおり、参加要領に示した目的以外の利用となりますので、本人同意を超えて利用することになるということ、分析について参加者にできる限り周知をしていき、分析に同意しない方の不同意の申し出を受け付けたいと考えています。具体的な周知の方法としては、資料に記載のとおりで、「国保健康だより」は約49万世帯に送るものです。また、「ホームページへの掲載」、「参加者へのメール配信」は約13万、歩数計はリーダーにかざしてもらいますのでリーダートレイへの掲出もやっていきたいと思っています。また、アプリの利用者に関しては、アプリ上でお知らせが配信できますので、全員の方にお知らせを配信したいと考えています。不同意の申出に関しては、4月19日までを予定しており、申し出があった方については、分析データから除外する手続としたいと考えています。

(土井委員) いろいろな方法で参加者に周知するということは分かりましたが、もともと本人同意の範囲を超えて利用することを懸念しているのであれば、本人同意を取ったらいかがなのかなと思えました。本日の最初の方の案件では、利用者に同意を求めてから同意した人を対象とするも

のが多かったので、個人的には同意を取らないとまずいのではないかと
思っています。同意を取らない理由はあるのでしょうか。

(所管課) 同意を取るという方法が一つあると思いますが、現在ウォーキングポイント事業は30万人参加しているので、全員に同意を取ることに
して、同意するという方を対象にすると、もともとの分析をやっていく
上での母数が少なくなってしまう、こういった分析を行う意味が薄れて
きてしまうと考えています。一旦このような方法を取ることに
ついて、いかがかなと考えています。

(土井委員) 委員の皆さんのディスカッションになるかもしれませんが、同
意する人が少ないということであれば、根本的に考え方を改めるのも選
択肢の一つでないかなと正直思います。

(鈴木委員) 私も基本的には同意を取ることを前提にした方がいいように感
じています。保険財政のことよりも自分が実験台にされるのは嫌だ
と思ったので、この事業には参加していません。もともと嫌な人は参加
していないということもあるのかなと思いますが、そうは言っても、目的
外の利用をしないと言っている以上は同意を取る努力をした方がいいの
かなと思います。

あとは、この案件のことだけではありませんが、同様のことが続いて
いるので、そもそも個人情報を収集する時に共同研究に使うことがある
ということは大前提としてあらかじめ市民に示した上で、個人情報を収
集していく必要があるのではないかと感じていて、ビッグデータの時代
ですが、いろいろなことをやろうと思った時に、データを活用して使
いたいということのままあると思います。あらかじめ示していればこの審
議会でも議論になることもないわけですから。

(所管課) 先ほど会長がおっしゃったように、こちらの審議会でも懸案とい
う認識でいるのかなと思っています。冒頭の説明でお話したとおり、
ウォーキングポイント事業を始めてから国の方で法律ができ、本市でも
条例ができたので、事業開始当初そこまで想定できたかといふとなかな
か難しいのかなと思います。鈴木委員がおっしゃるとおり、今後やるも
のについては、間違いなく、そういうことを想定したもので同意を取る
ということは必須ではないかと思っています。本件については、そういった
ことでタイムラグがあるという認識で我々はいますが、方向性について
市民情報課と協議をする中で、例えばこういったやり方があるのではな
いかということで、提示されて、一つこういうやり方でいかがかとい
うことを委員の先生方に御意見をいただきたいです。本来我々もそうい
った背景があれば、間違いなく、そういったところを入れて行うとい
うことは当然だと認識していますが、タイムラグがあったということで、な
かなか難しい審議案件となっています。

(事務局) もともと個人を識別しない形での統計・分析については参加要
領に入っていました。今回もある意味個人の氏名には着目しない分析で
はありますが、その前段階としてウォーキングポイント参加者の国保
データを持ってきてつなげてしまうということで心理的な抵抗があるか
なということで、できるだけ周知して、不同意の申し出も受け入れると

いう前提で、そこまで行った上で公益上特に必要があるということで整理ができないかと考えた次第です。

(加島委員) 個人を排除していますので、KDB(国保データベース)の基準も行政内部であれば使用していいとなっています。第三者提供ということになると本人同意やオプトアウトの原則がありますが、行政内部で使用するという事なので、できる範囲なのかなと思っています。

(所管課) 国民健康保険の部分についてはデータヘルス計画がありまして、そちらの中ではこの内容については対応できるとなっています。それに関しては厚生労働省にも確認して、それで構わないという回答をもらっていますし、それに則って行っています。今回ウォーキングポイント参加者の歩数データが問題になっているところで、我々としては市民にデータ分析した内容を分かり易く伝えて、それを健康行動に変えてもらうという責務がありますので、そういった意味では、歩数という市民に分かり易くて取り組みやすいターゲットを一つ置くことによって、例えば国民健康保険の特定健診を受診し、これくらいの歩数を歩いている方であれば、どれくらい医療費が少なくなって、健康に繋がっているんだ、健診結果もこういう変化が起きているんだということをプラスαで市民に分かり易くお伝えできるのではないかと考えています。

(加島委員) 参加要領の(4)「個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります」という部分をもう少し記載すれば良かったですね。「国保保険者に対して、国保データを本人が特定できない形で利用することがあります」と一文入れた方が良かったということですね。

(花村会長) 確かに必要な事業なのでしょうね。

(加島委員) すごくいい事業だと思います。

(花村会長) やはりウォーキングをやっている人は健康なのでしょうかね。

(加島委員) 1月の読売新聞に歩くことに関してのデータが載っていましたが、歩くことによって健康になれる、歩くことが一番簡単な方法だということですね。

(小嶋委員) 許される範囲だと思いますが、ただ分析の対象とするのは対象者9の7万だけですよね。

(所管課) ウォーキングポイントの参加群が7万人で、非参加群はもっといます。

(小嶋委員) 比較するのですかね。

(所管課) そうですね。参加群だけの話だと事業検証としてどうかというのがありますので、非参加群と医療費を比べた結果どうかというところを客観的に見れるかなと思います。

(小嶋委員) あまりに提供するデータが大きいので、心配はありますが、加島委員がおっしゃるように内部で利用するという事なので、許される範囲かなと思います。

(大谷委員) これはオプトインしか無理かと思っています。やはり参加要領で個人の同意の前提となっているものが、本事業の目的以外に使用することはないと述べているものですので、結果的に市民に提供する情報が統計的な分析結果だとしても、その途中のデータは全く統計情報ではなく、

どちらかと言えば非識別加工情報かあるいはそれに至っていない段階のものだと思いますので、オプトアウトというやり方では到底難しいと思われると思います。例え人数が少ないとしてもオプトインをしてくれた人について分析を行うという方針に変更する必要があるのではないかなと思っています。

(加島委員) オプトアウトは第三者提供の場合ではないのでしょうか。

(大谷委員) 目的外利用は条例で決まっているわけですので、第三者提供と目的外利用とは異なります。

(加島委員) 参加要領にある範囲内とできないのでしょうか。データを個人が特定できない範囲で分析に使用するという部分に。

(大谷委員) 統計分析に利用すると記載されているので、それとは少し違いますよね。氏名なのかということとはあまり関係ないとはいえ、個人を特定して、国保の資格とレセプトと同一人物かどうか紐づけて分析することなので、その段階では統計情報ではないですよ。そこから得られる知見は例えばたくさん歩いている人や歩く習慣を持っている人というのは、健康でいるとか、医療費を使わないで済んでいるなど統計的な結果が導き出されると思いますが、中間結果は個人を特定した形での情報の紐づけをするので、そういう意味ではやはり(4)で読むのは厳しいと私は受け止めました。

(花村会長) 特定できない形で、というのは面倒ですね。

特定できなかつたら分析できないですよ。

(大谷委員) 現在すでに統計的に処理してたくさん歩いている方の情報を市民にフィードバックしていると思いますが、それに限界を感じているため、ほかの情報との突合せをしながら、より効果的に歩くという行動に促していきたいということがあると思いますが、同意された方でまずやったらいいと思います。実際どういうやり方ができるか分かりませんが、歩数計を使っている方はなかなかやりづらいですが、スマートフォンでやってる方は、アプリの更新で同意を促すというやり方も可能だとは思いますが。スマートフォンアプリの利用者は大体どれくらいですか。

(所管課) 今のところ、約2万7千人くらいです。アプリの利用開始してからまだ1年なので、人数もかなり少ないです。そのため、歩数データも今年の4月からスタートしたものですので、ものすごく短い期間です。

(中村委員) 実施機関内部での目的外利用かどうかという条例10条第1項第5号の問題になってくるかと思いますが、法的に見たら公益上特に必要があると認められるときはこのケースでも問題ないとなり、結局はそこに帰結するのかなと思います。その議論として、特に公益上必要なのかどうかというのはどう見るかで、今回資料の中で「より効果的かつ効率的な保健事業の実施につながる」と抽象的なことを言っていますが、この部分を具体的にいうとどうなのでしょう。

(所管課) この部分については、さらにもう一つ背景をいうと、データ活用の条例を制定したのが、市会からの提案であったということもあります。市民の代表である市会からも、ウォーキングポイント事業のデータはビッグデータですので、しっかり分析をして次の施策につなげていく

ようにという要請があるため、我々としてはもう少し精緻な分析をしていきたいと考えています。この分析に関しては、ちょうどウォーキングポイント事業は8年間実施予定で、今5年目で、ちょうど6年目が終わるところということで、分析で出た結果は具体的には次の9年目からの事業を一体どうやっていくのかというところに活用できると考えています。さらに今回の分析の目的が2つありまして、ウォーキングポイントの事業分析と併せて特定健診の受診率向上という点について、課題として思っています。特定健診を受診する方がこういう風にならなくなっていったというところについても保険年金課から市民に伝えて啓発していくよい材料になるのではないかと考えています。

(中村委員) データ分析の結果によれば、実際にウォーキングポイントに参加した方が効果として健康になっていっているということが分かるという恩恵もあるのでしょうか。

(所管課) そうですね。我々としてそういった仮説を持って分析に入って行きたいと考えています。例えばウォーキングポイントで年齢、性別別でどれくらいの歩数が適正なのか、いわゆる医療費がかかっていないのか、歩きすぎだと逆に医療費がかかってしまうというジレンマもありますので。一般的に結果として出ているものもありますが、実際に横浜市が得たデータを使ってそういったものを導き出すことでより市民の実感につながるのかなと思っています。

(中村委員) 歩数データは純粋な数だけなのでしょうか。それとも何時から何時までの間にどう動いたということも分析の対象となっているのでしょうか。

(所管課) 分析の対象としては、1日の歩数だけになります。何日分の歩数で合計何万歩という月ごとのデータとなっています。

(中村委員) 個人的にいうとそれくらいのデータで今の目的があるのであれば、目的外ではありますが、ほかの例と比べても公益上特に必要があると認めてもいいのではないかと考えます。

(小嶋委員) 議論は分かれるところだと思いますので、全数調査をするのではなく、同意を得られた人だけを対象にしてまず分析をするのはいかがでしょうか。統計学的に推測統計学を使えば、かなりの精度で分析ができると思います。

(所管課(市大)) 分析の目的に鑑みると、ウォーキングポイント事業の効果検証が最大の目的ということで共同研究をしていますが、同意を得られた方を対象にすると、関心がある人に絞られてしまい、つまり数はある程度確保できたとしても、代表性が薄れてしまうということを懸念しています。そうすると偏りが出てしまいます。

今回ウォーキングの参加者を7万人にとしたらそれから例えば7割から同意を得られたとしたらそれで一回スケールダウンし、さらに、特定健診を受診しているかどうかや国保の加入期間によって落ちていくと、同意を得た方総数にならない分析もおそらく出てくると思います。1年間だけ国保に加入した方もいれば、5年間の中で加入していない方もいて、特定健診を受診していないとなると生活習慣病にかかる医療費の

データがない方も出てくるので、突合の範囲にもよりますが、実際の分析の母数が3桁、4桁になる可能性もあります。

(加島委員) 93ページのイメージ図で③ですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 医療機関にかかっていないとレセプトはないので、そのうちの医療費機関にかかっている人で特定健診を受診している人のデータが欲しいわけですよね。ウォーキングポイントの参加者が7万人といっても、実際はものすごい数が少なくなりそうですね。

(花村会長) そうすると同意を取るために通知を送ってどうですかという作業をすることが筋ですね。

もう一つは鈴木委員がおっしゃったように、ウォーキングポイント事業に参加した人が自身の特定健診の結果と突合されてここまで分析されてしまうことをそれはいいやと思う人が多いのか、それをやりすぎではと言われてしまった時に審議会としてももう少し慎重に考えた方がいいかなと思います。本日2名委員がいないので、この件は今決を採るというより、継続的に審議させていただけますか。委員の先生方ももう少しよく考えていただき、次回どうするかということにしたいです。今、決を取ったら、割れますね。

(事務局) 一つ補足ですが、先ほどの周知方法の中にリーダートレイに掲出するというのがありますが、アプリでやっている人はアプリで通知ができ、歩数計でやっている人は横浜市が歩数データ取得する時に必ず店頭にあるリーダートレイに乗せてデータを取得します。そのため、リーダートレイに掲出すれば、少なくとも目に入るという方法が可能となります。

(花村会長) 周知の方法がそういう風にするということは分かりますが、ウォーキングポイント事業に参加した人についてのオプトインとオプトアウトの問題だと思います。つまり、ウォーキングポイント事業の参加者はそこまで同意しているというわけではないですよね。発想が逆だという意見もあるわけですよね。

(事務局) 条例第10条の条文だけによれば、目的外に利用できる場合は本人の同意がある場合かそれと並列で公益上特に必要がある場合等があるので、本人の同意がないとしても、そちらの公益上で読めればいいという理屈にはなります。ただ本人の同意を得てこの範囲で使いますと断って取得したものを本人の同意と離れて別の条項を簡単に適用していいのかどうかというところが問題なのかなと思います。その辺りの考え方が私も充分に分からないところです。

(花村会長) とういうことで、継続で審議をしたいと会長としては思いますが、皆様どうでしょうか。

(加島委員) 次回は論点を整理したペーパーを用意しないと分かりません。公益上の問題とオプトイン・オプトアウトが必要なのかどうかです。

(事務局) 事前に資料をお送りします。

(加島委員) 公益上必要であるという理由をもう少しきちっと説明してほしいです。現在、特定健診の受診率でインセンティブも付いているので、

実際に横浜市がもらう国民健康保険料が少なることもあるわけですから、市民のためにはこういう情報を分析して、歩いてもらい、国保料を少なくするということが記載されると、特定保健指導のことが全く記載されていないので、特定保健指導の中で歩くという教育もしていないといけないと思いますので、それも併せて公益的な理由に入れた方が市民にも分かり易いのかなと思います。私はすごく必要だと思っています。10年間特定健診を行っていますが、全然数値が上がらないです。厚生労働省も困っていますが、私は厚生労働省にはこのやり方自体が間違っているという結果ではないかと強い言い方をしています。しかし、市がこういう取組をやっていけば、市民が健康になる一つの手段なのかなと思います。ぜひその辺りも含めて検討していただければと思います。

(花村会長) 次回、継続審議するという事にして、その前に今の論点をまとめていただき、各委員も考えていただき、それでも決まらなければ、賛成反対で決を採りたいと思います。いろいろと議論していくうちに、難しい問題ではあるけれども、「まあいいのでは」という人や「いやこれは無理だろう」という人もいるかと思うので、そこは各委員に決を採るしかないかなと思いつつも、全体の流れの中で8割がそうだとすれば承認だという形もあるかと思っています。もう一度考えさせてください。ということで委員の先生方よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(鈴木委員) 所感です。保険者としての視点で今恐らくお話されていたと思いますが、それは重要なことですが、個人として捉えた場合にどうであるのかというのは考え方が違う場合もあるのかなと思います。保険者としてはちゃんとみんな健康になろうよと言っても、個人としてはそんなの大きなお世話だよと思う方も世の中大勢いるということが、ここでの判断の難しさなのかなと思います。その辺りも含めて特に公益上必要という定義に当てはまるかというかなと思います。

(土井委員) 同じような事例は他都市にありますか。

(所管課) 静岡県でウォーキングではないですが、事例があると国から情報提供されました。

(事務局) それも含めて資料を用意します。

(花村会長) それでは継続審議という形にします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

栄区市立保育所防犯カメラ運用事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 旭区デジタルアーカイブ～写真で振り返る旭区の50年～

イ 緑区認知症高齢者等SOSネットワーク事業

ウ アフリカ開発学生会議in横浜

(3) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理についての報告

戸籍課窓口における呼び出しお知らせメールの運用について

(4) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 横浜ライフイノベーションプラットフォーム (LIP. 横浜) 関係事務 (企業・研究機関等向けセミナー等の開催運営等業務委託)

イ 職員研修におけるアンケートの実施について

ウ 横浜市指定介護保険事業者に対する集団指導の運営委託事業

(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 「#横浜農場」キャンペーン

イ 東京都市圏パーソントリップ調査

(6) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告

ア 「キヤノンブレディスローカップ2018」周辺イベント運營業務委託

イ ラグビーワールドカップ2019™ファンゾーンテストイベント実施業務委託

(7) 委託先個人情報保護管理体制 (3件)

(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (10件)

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (81件)

(10) 個人情報ファイル簿兼届出書 (2件)

(11) 個人情報ファイル簿変更届出書 (9件)

(12) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (5件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成30年11月23日～平成31年1月25日)

(2) その他

(花村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(中村委員) 今回の公表で、保護者から「具体的ないじめの事実は記載しない」ということでありました。公表版には確かに記載されていませんが、一部でどういういじめがあったか報道している新聞社があります。記者会見のときにある程度話さざるを得ず、それを報道してしまったのでしょうか。

(事務局) 詳しい話は聞いていません。お送りした調査報告書は、開示請求された場合に出すものと同じ状態のものです。おそらく記者にはこれを配付しています。これを基に記事にしたと思います。

	<p>(花村会長) またこれは報告の機会がありますよね。</p> <p>(事務局) 近いうちに教育委員会事務局に来てもらいたいと思います。公表に当たってどのような課題があるか、記者も記事の中で指摘していましたが、それも踏まえて説明してもらえたらと思っています。</p> <p>(花村会長) 報告事項について了承するという事によろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは了承いたします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、次回は2月27日になります。2月27日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第170回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第170回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成31年2月27日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成31年2月27日第171回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡